

評 議 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 倫尚会

評議員等報酬に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倫尚会（以下「法人」という。）の業務に従事する評議員等の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程において評議員等とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 評議員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 継続かつ定期的に就業する評議員等の報酬は、次の通りとする。ただし、各年度の総額が役員に対して500万円を超えない範囲、また評議員に対して定款に定める額を超えない範囲とする。

(1) 理事長・業務執行理事

1日 4時間未満 7,500円

1日 4時間以上 15,000円

(2) 理事、監事、評議員

1日 4時間未満 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 交通費及び賞与の支給は行わない。

4 第2項において当法人が運営する施設の職員を兼ねる評議員等には支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次の通りとする。

(1) 第3条第2項の評議員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 第3条第2項に該当しない評議員等が評議員会、理事会、監事会へ出席した場合および、法人業務のため出張する場合は、別途定める旅費規程に基づき費用弁償する。

2 支払方法は、その都度現金にて支払う。

第3章 退任評議員等慰労金

(給付対象)

第6条 評議員等が退任するにあたり、退任評議員等慰労金を支給する。

(金額の算定)

第7条 退任評議員等慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

在任期間1年につき、10,000円

2 評議員等再任したる場合は、累計加算するものとする。

3 在任期間の計算は、評議員等就任日を起算として、1年に満たない端数月については切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第8条 退任評議員等慰労金は、退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第9条 退任評議員等慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任評議員等が法人に対して負担する責務があるときは、その額を控除する。

第4章 慶弔

(慶弔見舞)

第10条 第3条第2項の役員等については別に定める慶弔見舞規程に基づき支給する。

2 前項以外の評議員等については、下表に基づき支給する。

傷病見舞金	評議員等本人が傷病により入院または自宅療養が継続して2週間以上に及んだときは、見舞金10,000円または相当品を支給する。
弔慰金	評議員等本人が死亡した場合は、50,000円を支給する。
	評議員等の配偶者が死亡した場合は、20,000円を支給する。
供花・供花料	評議員等本人または配偶者が死亡した場合は、弔慰金のほかに、供花または供花料を支給する。ただし、その額については、20,000円を限度とする。

第5章 附則

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、当法人評議員会の決議を経なければならない。

(附則)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人倫尚会役員報酬及び旅費に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 3 社会福祉法人倫尚会退任役員等慰労金給付内規は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、廃止時点での役員等については、任期満了をもって廃止とする。
また、任期満了後、再任される役員等については、累計加算するものとする。